

昭和三十五年四月二十一日(木曜日)午
前十一時四分開会

委員長	加藤
理事	武徳君

委員	理事	委員長
藤田 藤太郎君	高野 一夫君 吉武 恵市君 坂本 昭君	加藤 武徳君

政府委員

厚生政務次官	内藤 隆君
厚生大臣官房長	森本 潔君
厚生省兒童局長	大山 正君

労働省婦人
少年局長
谷野 せつ君

說明員
常任委員
會專門員
增本 甲吉君

厚生省年金局長 福祿年	高木 玄君
労働省職業安定 局雇用安定課長	木村 四郎君

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長（加藤武徳君） それではただいまから委員会を開きます。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。前回、提案理由の説明を聞きました。また、大山児童局長から細部説明がございましたが、お手元にこの法案に関する参考資料が配付されておりますが、この資料等につきまして、若干補足する点があるようであります。若ら、大山児童局長の発言を許します。

○政府委員(大山正君) お手元に提出いたしました参考資料その二につきまして、簡単に御説明申し上げます。その二の最初の部分は、過去冬の逐次説明

の二の最後の音分は、本法家の通条讀明でございまして、前回御説明申し上げました事柄を敷衍いたしまして、印刷に付したものでございます。

それから二十六ページから参考資料
がございますので、この表につきまし
て、簡単に御説明をつけ加えさせてい
ただきます。

二十六ページの第一表は、母子福祉貸付金の年度別の財源調べでございまして、各年度につきまして、国庫が賄

欄が都道府県が特別会計に繰り入れた金額、それから三番が償還の金額でございます、その合計が各年度に

おきまして、母子世帯に貸し付けられる財源となった額ということになるのでございます。二十八年度では十三億

ほど、三十四年度では、予算でござい
 ますが、これは十四億、三十五年度の
 予算が十五億ということに相なってお
 ります。

それから次の第二表は、母子福祉貸付金の申し込みと、それに対する実際の貸付の決定の額を、各年度ごとに調べましたものでございます。二十八年度、二十九年度ずつと参りまして、最近のは三十三ページに三十三年度の分がございまして、合計の欄でござんいたか、でございますように、申し込みがありまして、七万二千六百九十九人、金額にしまして約十六億でございます。実際に貸付が決定しましたのが、人数にしまして六万一千八百九人、金額にいたしまして約十二億ということに相なっております。

次の第三表は、申し込みをしましたが、承認にならなかったその理由の、理由別にいたしました表でございます。昭和二十八年度から三十二年度までの累計を示したものでございます。

不承認の事件でございます。ミスプリ
ントで大へん失礼でございます、申し
わけでございます。不承知でございます。

た理由でございまして、一つは法に相
定しており、ます資格に欠けている、一
番目は財源が県におきまして不足して

おつた、第三が事業計画または使途が不適当である、その他ということになつております。

それから第四表は、母子相談員の活動状況でございます。二十八年度から三十三年度までに件数といたしまし

ては、その新規の欄でごらん願いますように、百五十三万件ほどを相談を受けますと、それから解決の件数は百三十九万件であるということでございます。それから母子相談員の活動実績を中心として書いてございます。

そねから第五表は、この法律によりまして公共施設で母子世帯が売店を開くことを優先的に取り扱うようになっておりますが、その状況を各年度ごとに示したものでございます。

それから第六表は、同じくたばこの専売の小売人の指定を優先的に扱うことになっておりますので、その表でございます。三十一年度のところでござります。三十一年度に、カッポをいわたしましたように、二・三・五％というのの、一般の指定事でございますが、

れに對しまして母子世帯は三五・二％
というところで、率が高くなつておりま
す。三十二年度におきましても、一般
は二八・七％だけ指定を受けており
ますが、母子世帯は四二％指定を受け
た、かういふことになっております。

次の第七表は、従来までございました個人の生業資金の貸付を受けました業種の種類でございますが、和洋裁縫物でありますとか、物品販売業、たばこ小売業、飲食業その他がおもな内容

次の第八表は、現在未亡人団体が経営しておりますいろいろな事業の調べ

でございますして、売店でありますとか、食堂がおもなものになっております。

次の四十五ページの第九表は、臨時の各種の貸付金制度におきましての貸付限度でありますとか、あるいは利率、据置期間、償還期限というよりなものの一覧表でございます。

以上御説明申し上げました。
○委員長（加藤武徳君）　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（加藤武徳君）速記を始め
て。

○藤田藤太郎君 三十三年度は、国庫貸付のワクは何ぼになっておるのです。

○政府委員（大山正君） これは前回に
差し上げました資料の方でござんいた
だきますと、前回の資料の六十五ペー
ジの第一表を御説明申し上げますと、

この最初の国庫貸付予算額、これが国で予算として計上した額でございます。その次の貸付額と申しますのは、

ました予算支出額になります。それ
で、三十三年度の御質問でございます
が、予算は五億四千万でございます

て、そのうち三億六千五百万が実際に
県に貸し出された、こういうことにな
ります。

委員長（加藤武徳君） それではまだ

いまから質疑に入りますが、政府からは、ただいま説明の大山児童局長、森本官房長、児童局の植山母子福祉課長

が出席をしております。なお、間もなく年金局の高木福祉年金課長が出席をいたしますし、労働省からは職業安定

局長、婦人少年局長が間もなく出席をいたします。

それでは、質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本杉君 きよらは婦人の立場から、レディ・ファーストで質問をさせていただけるといいと思いますが、一つ大山局長に最初に少し総括的なことになりませうけれども、何と申しませう、未亡人に対する考え方などがございますが、これは古い話になります。男子の先生方はあんまり御存じないと思いますが、申し上げさせていたいただきますけれども、貝原益軒の書いた女大学の中に、未亡人というのは食べる能力がないから、夫に死に別れたら野たれ死にするかもしれない、野たれ死にをしてもいい、再婚は相ならぬというようなことが書いてあるのをごさいます。あるいは先ごろインドに参りましたときに、インドの町に未亡人の群れが歩いておりましたけれども、その未亡人の群れというのはこのじき生活をしているので、その人たちは、つい先ごろまでは、夫が死ぬとそれを焼く火の中に入れて死ななければならなかったけれども、今はそんなばかなことは法律が禁じているから、それで彼女たちは死ななくてもよくなりました。しかし、家にいて暮らすことができない。また、国家がその生活を保障していない。だからあのような状態なんだということなのでございます。それで文化國家の一つのあり方として、母子家庭というのに対しての國家の保障ということは、その家庭での夫代理であり、父親代理でなくちゃならない、そういうふうには私は考えて、そしてこの保障の程度が高いということ

とが、国民生活の文化水準の高いことだというふうに理解をして今日まで参つたのでございますが、まだまだ思ふような状態にいていないのでございます。今度こういう法律の改正などが行なわれてだんだんよくなると思ひますけれども、まだまだそこまでするべきではない。そしてこの法律の趣旨というものを拝見いたしますと、母子家庭の「経済的自立の助成」であるとか、あるいは「生活意欲の増進」とあるとか、あるいは「児童の福祉」であるとか、今までの日本のその未亡人の家庭全般の状況がどういふうでございませうか、一つ大山局長に伺いたいと思ひます。

○政府委員(大山正憲) 母子世帯の総合的な調査をいたしましたのは昭和二十七年と昭和三十一年でございますが、昭和三十一年の調査によりますと、いわゆる母子世帯といわれる世帯の総数は百十五万世帯というに相なっております。これにはいわゆる母子世帯も含まれておるわけでございますが、百十五万世帯でございます。この世帯のうち生活保護を受けておるものは一〇・六%に当たる約十二万一千世帯が保護を受けているというに相なっております。全国の全世帯に対する被保護世帯といふものは、二・三%でございます。この一〇・六%というのは非常に率が高いのでございまして、やはり母子世帯の生活が非常に苦しい状況にあるというところが、この昭和三十一年の調査によつても知られるところと考へております。

母子世帯の職業別のその当時の調査

でございませうが、常用労働者の世帯が全体の約二六%、農業世帯は約二二%、それから日雇いでありませうとか、あるいは家内労働でありませうとか、露店商、行商などを含んだ不安定な就業状態にある世帯が全体の三二・六%、そういうような状況に相なっております。

○山本杉君 大体その生活しております状態はどうでございませうか。職業別は今伺いました。

○政府委員(大山正憲) 収入と支出の關係でございませうが、一月間の現金収入の調査によりますと、五千円未満のものが一六・六%、五千円から一万円までのものが三一・四%、一万円から一万五千円までのものが二二・六%、一万五千円以上のものが二八・七%。大体そういうようなことになっております。

○山本杉君 大体において母子世帯が今数字でお示しいただきましたように、赤子世帯であるといふことは想像がつくのでございませうが、この生活保護を受けておるものが全体の二〇・六%ぐらいとおっしゃいましたが、母子世帯の生活というものはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(大山正憲) 母子世帯は現在六百五十三万所、定員が一万三千八百六十六世帯、実際に入っておりますのが一万一千七百五十八世帯ということに相なっております。これは三十四年十一月の統計でございませう。母子世帯につきましては國の予算措置といたしましては、これの設備費の新築あるいは増改築の補助でありますとか、あるいは職員に対する事務費の補助でありますとか、それから母子寮にございませうが、保育所に対する措置費というふうなもの

を予算に計上しておるのでございませうが、母子寮に入っておる母親の多くは、大体いろいろなパート・タイムが多いかと思ひますが、働きに出ているという者が大半であるように思ひます。

○山本杉君 それでは次に、今度の改正になりました一つの大事な点でございませうが、法人に対してお金を貸し付けるといふことを新しく法律の中に盛り込んでございませうが、その法人であるところの未亡人団体でございませうが、それはどんなような実態でございませうか。

○政府委員(大山正憲) 現在未亡人団体は全国の各府県にそれぞれ設置されておりました。それを全国で統括する団体——連合会がございませうが、この未亡人会のうちで法人格を持つておるものは、全国の統括している団体と、それから各都道府県の未亡人会のうちの十四団体は法人格を持つておるといふような状況に相なっております。現在すでにこれらの都道府県の未亡人会がそれぞれ県庁でありますとか、あるいは大学でありますとかいふようなところで食堂を経営いたしまして、その他いろいろな売店を経営する等の事業を行なっておりますが、いずれも資金難に苦しんでおるものが非常に多いのでございまして、そういうような観点からいたしまして、このような未亡人団体等に、団体貸付、法人貸付の形で資金を貸してほしといふのが関係者の強い要望になっておるもので、今回この改正案を提案したといふような次第でございませう。

○山本杉君 それで百万円という数字が出ておるのをごさいます。この百万円というものを、新しく借り入れたその法人が、どのように使つておるかといふようなお見通しを一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(大山正憲) 大体未亡人団体におきまして、百万円以内で開業できると考えられます業種の形態でございませうが、現在やつておる実業等から見まして、食堂あるいは売店あるいは美容所、理容所、クリーニング店、洋服店などが大体百万円以内で開始できると考えます。また、婦人に適した業種であるといふように私も考へておる次第でございませう。

○山本杉君 次に、この母子相談員の補助規定をおはすしになつておるのでございませうが、その理由を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大山正憲) 母子相談員の費用につきましては、現在の母子福祉資金の貸付等に関する法律の中に、この費用の二分の一を國庫において負担するといふ条文があるのをごさいます。その条文を今回整理することいたしましたのは、この条文につきましては、昭和二十九年以降、この補助金の臨時特例等に関する法律という法律によりまして適用が停止されているのでございまして、実際にはこの二分の一の補助するといふ規定は働いておらないのでございまして、これにかえて地方交付税交付金で現在の費用をまかなつておるといふことに相なつておるのでございませう。昭和二十八年度に一年間だけこの規定が適用になりましたが、國庫で二分の一を負担したわけではございませうが、二十九年度以降、ただいま申し上げましたような事情で、適用が停止になつておるのでございませう。

○山本杉君　それで相談員がますます活動しやすくなれば、幸いにまあ問題ないと思いますが、次に個人で貸付を受けておられます者、その人たちが償還不能になっているのがこの数字に出ておりますが、それに対して、百圓に対して日歩三銭という延滞利子を取っていらつしやるのですが、これは払えるものなんですかいいまいしょうか。

償還することができなくなったと認められるときというように限定されているのでございまして、そうでない場合に、ただ支払いができなくなったからといって、これを免除する道はないのでございまして、また、これを安易に免除するということも、この貸付金制度の全体から申しまして必ずしも適当でないと考えますので、できるだけ本人が支払いできるように、いろいろな仕方で援助するということが簡合いかと考えております。

○山本杉君 次に、この貸付の申し込みに対する決定の率でございますけれども、だんだん年々決定率が高くなっているということは、私どもも拝見してありがたいことだと思いますが、県の方に予算がないために、それが貸し付けられないという理由が出ておりますけれども、これに対してどういうふうにお考えでございますでしょうか。もともとたくさん貸し付けていただけ

なことで、県がそれぞれの地方財政の都合上必ずしも十分な予算を組まなかつたことは、まことに遺憾でございました。私ども極力県に對しましていろいろ奮勵をいたしまして、財源が不足であるために貸さないということがないよう、できるだけ指導して参りたい、かように考えております。

○山本杉君 次に、貸付金に對する利

祉資金貸付法ができませんときに、私たちがこの利子を取ることに反対したのは、夫がいます。大体未亡人というのは、夫がいてさえ食えないのですよ、今の世の中に食いかねるのですよ。ところが、夫を失った場合には、片腕を取られた片羽鳥と同じなんです。それに子供をかかえて生きていくのにどれだけ困難かということをあの当時も私すいぶん主張したのですよ。ところが、奨学金も利子をかけた。ところがその後、その当時すでに一般の他の奨学金が利子が

ないのだからと言つたけれども、まあ理解されなくて、とうとう押し切られたのですよ。ところがその後、いろいろの運動その他で奨学金だけは利子が免除になつたのですけれども、たださへ食えない、だから借りる、それから利子を取るといふ考え方に母子世帯に対する根本的な誤りがあつたと思う。ほんとうなら母子総合福祉があつて、これらに対しては当然守つていく

す。貸付の金額が多くなるから利子を取る、高くなる、これは当然であり、やむを得ないというお考えが厚生省自体のお考えであるかどうか、それをまづ伺いたいと思います。

○政府委員（大山正智） ただいまの利子の点につきましては、先ほどお答えを申し上げましたような理由から、年五分にすることはやむを得ないというよ

うに私ども考えておるのでございますが、大蔵省が厚生省かという政府部内の……まあ政府部内でのいろいろ検討いたしました結果、五分程度が適當であろうということになった次第でございます。

○藤原道子君 私、この点については絶対に不満足なんです。これはさらに検討願わなければ、借りた金さえ返せないのですよ。返せないのが私は何よりもあたりまえだと思うのです。それでも亡亡人の償還率は他に比べてはいいと

は私は不合理だと思ふ。この点は今後、また審議の過程で伺いたいと思ひますが、そういう点はぜひ考慮してほしい。これは決して世間でも五分の利子を取るという事はあたりまえだ。なんという考え持ちませんか。もう少し母子世帯というものを対しての根本的な考え方をしてもならなければ私困ると思ふ。

さらに伺いたいと思ひますのは、政府が四億を予定していても、三億二千万ですか、政府、国家で予定した額よりはるかに下回るものしか借りられていないのです。これは当時、福祉資金貸付法ができたときにも全額国庫で持つべきだという主張がずいぶん多かったのです。ところが、半額国庫が支出して、それと同額のものを払い込んだ場合に国家がこれに貸し出すというような制度になったわけですから、それを、年々少なくなっていくのに、今までこれに對しての対策はどうしてこられたのか。今ごろ督促いたしますというのは私納得できないのです。それでほしい人が全部借りられていくのならばいいのですが、要求した人たちが借りられていないのです。ですから、従来とてこられた督促が何か知りませんが、そういうやり方について伺いたい。

○政府委員(大山正君) この法律制定當時には、都道府県の繰り入れしました額と同額を国庫が貸し付けるというところで参つたわけですが、今お話を伺いましたような事情もございまして、昭和三十三年から一対二、国が三分の二を負担するという制度に改められました。今日まで参つておるわけでございます。なお、特別な災害等

がございまして場合には、災害立法によりまして四分の三を国で負担するということにいたしました場合もございします。なお、年々償還金が返つて参りますので、これも合わせて貸付財産ということになるのでございまして、予算面におきましては、国の貸付額、都道府県の繰り入れ額は下がっておりますが、償還金の関係もございまして、全体の財源としては逐年ふえて参つております。なお、お話をありました国庫の予算を十分消化し切れないうつこのないよう、今後ともさらに県を督促して努力して参りたいと、かように考えております。

○政府委員(大山正君) 会議のつど、あるいは文書により、あるいは口頭によりまして、この母子福祉資金の貸付につきまして、県においても十分これらの点について考慮するように督促して参りました。

○藤原道子君 私は督促が十分なされていまいと思ふのです。と同時に、地方財政が苦しい場合にどうするか。苦しい県の場合はほしくても借りられないのです。同じ人間でありながら、同じくした法律の適用ができる権利を持ちながら、県が貧しいがゆえに国が出しても借りられない。貧しい県の人ほどやはり補助をしてあげたいと思ひます。これが借りられないのです。ですから、これは当然、全額国庫負担にしたってわずかな金なんです。こういうふうに将来はお考え直しを願ひたい。これは地方でたださき苦しいところ、また理解のないところ、母子世帯に理解がない県などは特にそういう傾向が強いのですから、十分そういう点を督促すると同時に、やはりこれは全額国庫負担にしてみたい。さらに償還金がふえてくるからというのですが、私不勉強で間違つたらあやまりますが、生業資金などは償還金があつても国庫の予算は減らさない、貸し出したの金額は減らさないで償還金があつたのがプラスして貸し出されるようになっていくというふうな理解しているのですが、その点はどうか。

○政府委員(大山正君) 償還金は利子あるいはその他の収入を全部含めまして県の特別会計にみな入ります。さらにそれがまた回転して貸し出される、そういうことになりましたので、先ほど御説明申し上げました年五分の利子なども、県なり国の一般歳入になるものではございませんで、特別会計に入りまして、また、貸付の財源になるというところでございします。

○藤原道子君 それはわかつているのです。だからそういうものが償還されても、国庫が出す金というものは年々減らさないで、償還されたものが即貸付金にプラスになっていくようなことが考えられないか。こういうことなんです、私の言ひは。

○政府委員(大山正君) 国庫の予算が減つて参つておられますのは、先ほど申し上げましたような、十分従来償還されなかつたような実績であるというよりなこと、それから償還金が逐次ふえていくというところによるものでございしますが、お話のように、国庫の支出も極力減らすようなことなく、償還金がそのまま財源のワクとしてふえていくように努力したいというふうに考えます。

○藤原道子君 私ども地方へ参りますと、貸付の基準がきびしくて、ほしくても借りられない、こういう例がたくさんあるのです。ですからこの福祉法がなくてはほかに救われる道がないのでございまして、この貸付のワクといひましようか、条件、こういうものをもう少し緩和して、なまけておれば生活保護の適用を受けられる、だけではないという努力をしている母子世帯に對して、あまりきびしいワクをはめるという事は、本来この法律の趣旨に反すると思ふ。それと同時に、そういう人も多いのだから、そういうワクを広げると同時に、生業資金なんかでは国家の予算を減らされてないが、入ってきたものが即またプラスされて貸し付けられるというふうな、同じ資金であつて、特に母子の場合というものを考慮されるならば、今後はぜひそういうふうにお考えを改めてほしいと思ひますが、お考えはいかがでございしますか。

○政府委員(大山正君) 御趣旨の通りに努力したいと思ひます。

○藤原道子君 御努力下さるものと私は御信頼しておりますから、ぜひそういうふうにお運びをお願いしたいと思います。それから今度ひもつきでなくてやるというところですが、ひもがつかないという面は削られるのです。よ、どこの世帯でも、ですからこれはやはり従来のようにお考えを、一般の中から、その中へ含まれているのだというふうなこと、母子世帯に必ずいくように

にやはり考えてもらいたい。私はそういうふうなことを強く要望しておきます。それからさらに伺いたいと思ひますのは、厚生省として、今の母子世帯に對してこの程度のことでは母子世帯が更生できるとお考えになつてゐるので、しよるか、根本的な対策はどういうふうにお考えになつてゐるのか、これを私伺いたい。

○政府委員(大山正君) 今回の改正は一つのもろん進歩と申しますか、改善でございしますが、これによつて万事問題が解決するといふふうにはもちろん考えておらないのでございまして、母子福祉資金の貸付の關係はもちろん私もいたしまして、さらに改善をはからなくてはならぬところでございしますが、そのほかに住宅の問題でありますとか、あるいは年金の問題でありますとか、あるいは税の問題でありますとか、いろいろ母子世帯の福祉に關係する問題がございしますので、これらの關係行政と十分連絡をとりまして、母子世帯の福祉を全面的に推進するようにならなければならぬ、かように考えております。

○藤原道子君 母子福祉資金貸付法ができました当時からずっと続いていることとでございしますが、母子総合福祉法というふうなものを作れというわれわれの主張に對して、考慮いたしますというふうな御答弁をしばしば聞いておるのですが、総合的な母子の福祉対策というふうなものに對してはお考えがございしますならば、この際お伺ひをしておきたい。

○政府委員(大山正君) 母子福祉に關

すとか、あるいは住宅の問題、税の問題、その他いろいろな問題がことに厚生省以外の関係の問題も非常に多いのでございまして、これらを一本にした法律を作るということは実際問題としてむずかしいというように考えますので、私どももいたしましては、法律をいたしましては、ただいまの貸付法を中心にしてこれを逐次改善していく、その他関係のある官庁につきましては、法律は一本にしません、行政面においてできるだけ連絡をとりまして、母子福祉のために総合的な施策が進むように考えるということで参りました。い、かように考えております。

○政府委員(大山正君) 母子福祉につきましては、ただいまの貸付法を制定以後ほとんど毎年のように、改正いたしまして、だんだん内容の改善をして参つた。この点は先生すでによく御承知の通りだと思ひます。それぞれの貸付、たとえば修学資金の貸付金額を引き上げますとか、あるいは事業継続資金につきましても据置期間を設けますとか、あるいは住宅補修資金を創設するとか、あるいは生業資金を五万円を十万円にいたしますとか、あるいは現在の制度では、都道府県に貸します場合に、児童福祉審議会の意見を聞いて貸し付けることになっておるのでござ

に承知いたしております。課税につきましても、次第に免税の額が多くなつておるように承知いたしております。今後の問題といたしましては、やはり現在未亡人の関係の団体等におきまして一番大きな問題として取り上げておりますのは、ただいまの団体貸付によりまして母子世帯に働く機会を与えるという点と、もう一つは母子福祉年金の問題につきまして、生別母子についての取り扱いの問題が一番大きな関心事であらうかと考えます。生別母子の問題等につきましては、また、関係の年金局等と私どもの方でも十分今後打ち合わせまして何らか打開の道があ

どんなに悲惨な状態にあるかということを局長ももう少し下部の実態を調べてほしい。厚生省で私たちがこういう質問をしたときの御答弁と、それから実地に行つて出先機関が扱っているのとは雲泥の差がある。ですから、私はこの福祉資金貸付法の精神からいって当然これはくれてもいい金だと私たちは思っているのですけれども、法の建前上まあいろいろできないからこういうことになっているのですから、努力しても払えないものにあまり無理なことをしないような指導、適当な時期に、打ち切りの方法はございませんでしようけれども、無期延期にしてしま

前からのことでございまして、厚生省よく御存じのはずなのでございます。これに対して先ほどもお話がありましたように、この福祉資金を広げていって、実態面からこれを充実していくんだという方針でこれを強化していられただけでございますが、まあその現われとして今回の改正なんかもなされるのであらうとは存じますけれども、それにいたしますと、やはりもっと資金が大きいくふくれているなければならないはずなのでございますね。この点は私は、ほんとうに貧弱だと思うのです。こういう団体貸付というものも、これよりいふ前からの強い要望でございま

ざいですが、それを急を要する場合に
は、その意見を聞かないで貸し付けて
もよろしいというように、手続を簡素
化したしますとか、いろいろな改正を
して参つたのは一つの点であると考え
ます。

えばいいんです。運営の面で幾らでも妙味は発揮できると思いますので、いかにこれがきびしい取り扱いがなされておるかというのを、実態をもう少し御調査になって、無期延期その他の方法をとられんことを強く要望して、

おるといふことの困難性も考え、また、母親の育てられた子供の将来というところを考えれば、どうしてもこれは重大な政策としてそういう方向で努力しなければならぬということ、われわれも主張し、また、政府からもそういう御答弁をいただいたことがあるわけです。ところが、法律ができてきようまで相当年月がたつておりますが、この間において母子福祉に対する根本的なお考えがないというのはおかしいので、お持ちになつておるかどうか、將來の見通しでもけっこうですから、ぜ

次に、住宅問題につきましては、第二種公営住宅のうちに置きまして、母子世帯を優先的に入居させるようにという従来の方針で参つておるのでございますが、特に三十四年度からは、第二種公営住宅のうちに母子世帯向けの住宅のワクをとりまして、そのワクのなかで母子世帯向けの公営住宅を優先的に建てるという方法をとつて参つております。その他母子寮につきましても、毎年新築、増改築の予算をとりまして、これの整備に努めて参つておるような状況であります。農地の問題につき

人に対する取り立てが非常にきびしいのですよ。局長はそれほど無理をさしてはいないつもりでおいでになるかもしれませんが、下部末端に行きますと、それだけにそのことによってどんなにか悲劇が起きているのです。私は、私おろしと思って努力していて払えない人に対してむごい取り立ては即座に中止してもらいたいです。よく酒飲んで、怠けて払えないというようなのは未亡人の場合には一つもないんです。ほんとにちよつと病気をしても、今のような状態では医療費とい

きよらはこれで質問を打ち切りたいと思います。これに対してどういうお考えでございますか。

○政府委員(大山正君) 償還金の支払いににつきましては、現在の規定は支払い猶予の場合が非常に限定されており、この支払いの事由を非常に限定されておられます。今回の改正案におきまして、この支払いの事由を広げることになりましたので、その他やむを得ない事由ということで、ほんとうにお話のように、働いても払えないのだというような場合には支払いの猶予ができるようにしたいと考えております。

それから三分の二に国庫負担を大きくすれば、貸付の資金がみんな使い切るのだということを母子の方たちも大へんに強く要望されましたし、厚生省もそう思つてこの国庫の負担率を三十三年ですか、引き上げたと思つていますが、それが一向に実績が上つていないですね、これはほんとうに言にくいことですが、私どもも腹立たしく思っています。せつかく三分の二の国庫負担にしたのに、また割り当てられた資金を各府県が返してしまふというような

ことは、ほんとうに残念だと思つたのですが、それはどういふふうな努力をしていただきましたか、だいぶお疲れになりましたから、私はそれを追及しようとは存じませんけれども、今後の問題として新しく何かこれまでの推進策以外の方法を考へていただかなければならぬと思つてます。

それからあとちよつと一、二点心配な点をお聞きしておきたいと思つたのですが、今申し上げたように、絶対量が、資金がふえないんですね。ところが、こうした団体貸付がこれが根本的に私は繰り返して申し上げますが、賛成なんではないのでございますが、こうした百万からのまとまった金を貸し付けていくというふうになりますと、この乏しい資金というものは私はたちまち貸し尽くしてしまふと思つたのです。そうなった場合に、個人の借り手は一体どうなるかということですが、借りようと思つても個人なんかは借りられなくなつてしまふのではなからうかと思つたのですが、そのところをどうお考えになりますか。まあその辺で一つ御答弁いただければよろか。

○政府委員(大山正君) 県がこの関係の予算を十分消化しないという点につきましては御指摘の通りでございます。私も大へん残念に思つております。三十二年に国庫の負担率を高めましたので、大体県は従来通りの額を繰り入れるならば資金量ははるかに大きくなるというふうに考へていたのでありますが、むしろ三分の二になりましたときに、県はそれをいいことにして減らしたというふうな感じもいたすのでございます。この点につきまして

は、一つ今後とも十分県の方と連絡しまして、そのようなことのないように努力して参りたいと思つてます。

それから本年度の資金ワツは前年度に比べまして大体七千万円くらいふえる計算になっております。団体貸付の場合にどの程度借りるかというところでございますが、現在法人格を持つておりますが、これに該当する団体は約三十と考へております。かりに本年度中にこの制度を利用するために法人格を持つような改組する団体があると考へても、各県一団体平均、五十団体くらいかと存じますので、五十団体がこの百万円の貸付資金と三千万円の継続資金を借りることにいたしましたとしても、十分個人の方に影響ありません。というふうに考へております。

○紅露みつ君 まあ見通しをいたしましては、そのように考へておいて、なにより専門にかかっていることですから安心いたしたまふと思つておりますが、まだ私はその跡始末が心配になるんです。先ほどお話しが出ておたようにきびしい取り立てをするな、私も同感でございます。それから利子の点なんか、ほんとうに無利子で行くべきだと思つたものを引き上げているということ、まあ団体としての仕事に相当大きくなるから、特に事業という性格が強くなるからという意味かも知れませんが、ほんとうに母子福祉資金として私はこの努力は続けていただきたいと思つたのです。五分に引き上げるといふことはどう考へても方向が悪いと思つてます。それからとにかく引き上げるのでございますから、現実にはこの努力はこれからは私はしていただきたいと思つたのですし、そうしてきびしい取り

り立て方はしていただきたいと思つてます。ところで、この貸付百万円というふうなことになる、やはり母子としてばかりで扱つたことのない大きな額なのでございます。で、これを返還します場合に、どうも返還しにくくなるのではないかと、これを私は心配するのです。母子の団体ではなかったけれども、最終直後団体貸付といふものはあつたのでございます。あれは引揚者の団体等におきまして、それは盛んに私も支援助をいたしたのでございまして、まああのときは違ひます。現在にはつきりと法制化していくのでございまして、福祉資金といふものは、今までは、彼らともに経験があるから、あの当時の混乱時代とは比較になりませんで、よくけれども、あのときの団体貸付といふものは全く支離滅裂、償還されなかつたものでしょう。今もそのまゝになつておると思つたのですが、あのようになつておると思つたという、非常にあと立ち上るのに、団体貸付というふうな大きなものが打ち出されたために、そのあと立ち上るが、ないというふうな打撃を母子の方が受けてしまふようなことができないか、あかというのを心配するのですが、あま残り残酷な取り立てをしないでも償還ができるというお見通しを持っていますか。

○政府委員(大山正君) 従来他の貸付におきまして、共同貸付のような形で個人が共同でやる場合に、仕事はうまくいかなく失敗したという例は非常に多いのであります。今回はいよいよ個人が借ります共同貸付ではありまして、法人格を持つたしつかりした団体があるというところでございまして、個人がやる場合よりもこういう団体でありましたら、県庁その他で、売店を開く場合にも非常に場所を借りやすいというふうな面もあるかと思つてます。しつかりした背景を持つて事業をやりますので、十分私も十分返還ができる、今までの未亡人団体がこの貸付金を借りずにやつておりました実績等を見ましても十分やつていけるというふうに考へておりますが、なお、個々の具体的な場合につきましては、各県の児童福祉審議会にそれぞれおかけまして決定するというものになつておきますので、そこら辺の事業の見通しあるいは返還の見通し等も十分立ち得るものについて貸すというふうなことに相なつておきますので、その点の心配はない、かように考へております。

○紅露みつ君 それからその事業開始資金を借りて事業を始める場合です。何と申しましたも母子の集まりでございまして、事業面ということに、は、範囲は限られておりましたけれども、経験は浅いと思つなければならぬ。せんが、ですから、従つて、相当これをめんどろを見てやるという感じが、その初めにおいて審議会を通り一ぺん、これならいけるだろうというふうな事務的な行き方ではなく、これを指導していく。その当初においても、あるいは事業を始めなくても指導して、めんどろを見てやる、世話をしやるというところが新しくここに加えられなければならぬと思つたのですが、今までと違つてそれをどんなふうになさいますか。

○政府委員(大山正君) 実際問題として、各県で一団体あるいは二団体というふうなことで、しかもそれが全県的な団体であるというふうに考へられますので、県庁の關係部課等におきましても、これは十分指導監督ができるというふうに考へております。私も、また、これらにつきまして、いよいよ事業の失敗によつてそれに備へている母子世帯の方々が非常に迷惑をこうむるというふうなことがないように十分指導して参りたいと思つてます。

○紅露みつ君 もう一ぺん念を押しておきたいと思つたのですが、その法人格を持つた団体の理事が保証人になるというふうにしてございまして、その責任の所在、まあ母子の方々もだ、いふ今までは経験されてしつかりしてきてはおりまして、よくその責任といふことも前もって責任を持つて、責任を指導してから始めなくてはならないと思つた。それは本省あたり局長さんなんかはそのつもりでいらつしやいまして、けれども、地方に参りますと、何かにも一緒に県庁が扱うのですから、よほどこちらから念を入れて頼んで下さらないという、その事業のめんどろを見て指導をする、注意をして成り立つようにはやめてあげないかと思つた。どうしてそれが心配になるのですが、それが失敗しましたらほんとうに今後では立ち上るが、ないでございまして、どうかそれは特別に、これが成立いたしましたら県に御連絡をとるといふよりも、そこそ特別に出てきて、課長、部長、それうしたところしつかり注文をつけていただきたい、かように思つてます。

○政府委員(大山正君) 御趣旨のよう

にできるだけ努力いたしたいと思いま
す。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめ
て。

(速記中止)

○委員長(加藤武徳君) 速記をつけ
て。

それじゃ先ほど報告いたしましたよ
うに、労働省からは谷野婦人少年局
長、それから職業安定局の木村雇用安
定課長が出席しております。なお、厚
生省の高木福祉年金課長も出席して
おります。

質疑のおありの方は引き続き御質疑
をお願いいたします。

○山本君 今、社会党の藤原委員か
ら、また、紅露委員からも御指摘が
あった団体貸付の利率の点でござい
ますが、これは相当に当局においても、
またいろいろと各方面で御苦心のあつ
たところだと思えますけれども、これ
はまあ私どもの考えとしては、個人貸
付が三分でございまして、団体の方
もせめて三分までは何とかしていた
だきたいという希望だけ私述べさして
いただきます。

○坂本君 今回の母子福祉の貸付法
の一部改正は、確かに改善の面がある
ことを認めたいと思えます。それから
また、ある面においては、母子家庭のそ
の母の生活の安定のために、労働省よ
りも厚生省が若干熱意があるというこ
とも私は認めたいという点も若干あり
ます。しかし、いろいろな問題点があ
りますので、少しお伺いいたしたい。

第一は、先ほど来いろいろの数があ
げられて、この資料にも非常によく説
明はされておりますが、まだ少し足り
ない点がありますので、その点を少し

伺っておきたい。第一は、母子世帯の百
十五万の世帯について、いわゆる子供
の数が何人であるか、それから未亡人
の団体、今三十という数を言っておられ
ましたが、この未亡人団体のわずかに三
十ですから、その内容はもうつぶさに
点検できていると思うのです。どうい
うふうな内容、どういうふうな企業を
しているか、経営の状態はどうか、こ
の二つのことをもう少し説明していた
だきたい。

○政府委員(大山正君) 昭和三十一年
の調査によりますと、母子世帯の百十
五万の世帯におきまして、子供の数は
平均一世帯当たり二人ということに
なっております。

それから未亡人団体につきましまして
は、現在各都道府県にそれぞれ未亡人
会ができておりますが、三十と申し上げ
ましたのは、このうちで法人格を
持つておりますものが、未亡人団体に
つきましては十四ございまして、この未
亡人団体と別個に母子寮等を経営して
おります社会福祉法人がございまして、
で、それを合わせますと約三十が、こ
の法律に直ちに該当する団体であるとい
うことを申し上げましたのでござい
まして、未亡人団体についてだけ申し
上げますと、全国の各都道府県の未亡
人会のうちで十四が法人格を今持つて
おる団体であるというように相なつて
おります。で、この未亡人会がや
っております事業は、先ほどの表にござい
ますように、売店でありまして、か、あ
るいは食堂、そういうふうなものがあ
るものでございまして、なお、例を
具体的に申し上げてみますと、岩手の
未亡人団体では、売店を四つ、これは
岩手大学の各学部に売店を持つておる

というふうなところ、あるいは食堂は、
県庁の中、それから高等学校の中に
食堂を持つておる、あるいは岩手大学
の中に、たばこの販売店を持つておる
というふうなものがございまして、それ
から宮城県におきましては、学生寮であ
りますとか、あるいは会員の宿泊所であ
りますとか、あるいは生活相談所であ
りますとか、そういうふうなことを
やつておりますのでございまして、全
國的に、各未亡人団体におきまして活
発に活動をしておる県におきましては
は、大体このような活動をやつておる
ようでございます。

なお、これらの事業の経理内容につ
きましては、もちろん、いいところと
必ずしもよくないところとござい
まして、現在各都道府県にそれぞれ未亡人
会ができておりますが、三十と申し上げ
ましたのは、このうちで法人格を
持つておりますものが、未亡人団体に
つきましては十四ございまして、この未
亡人団体と別個に母子寮等を経営して
おります社会福祉法人がございまして、
で、それを合わせますと約三十が、こ
の法律に直ちに該当する団体であるとい
うことを申し上げましたのでござい
まして、未亡人団体についてだけ申し
上げますと、全国の各都道府県の未亡
人会のうちで十四が法人格を今持つて
おる団体であるというように相なつて
おります。で、この未亡人会がや
っております事業は、先ほどの表にござい
ますように、売店でありまして、か、あ
るいは食堂、そういうふうなものがあ
るものでございまして、なお、例を
具体的に申し上げてみますと、岩手の
未亡人団体では、売店を四つ、これは
岩手大学の各学部に売店を持つておる

点がございます。

○坂本君 しかし、その資金の確保
ができたとしても、大体売店だとか食
堂だとかいったことは、しかも、その
母子団体、未亡人団体が経営している
以上は、高い利益をとつてやつてい
ると思われませんか。従つて、私がなぜ
こまかく申し上げているかという
やは利率の五分の点なんです。利潤
を十分とる企業ならば、それならば五
分というところについて、ある程度、
私、納得してもよろしいと思う。しか
し、非常に経営の困難なこういう未亡
人の団体の場合ならば、皆さんのこの
資料の中にも出ておりますが、各種の
貸付金の制度の中で五分以下で貸し付
けていたものもなきにしもあらず、そ
して従来は三分であった。従つて、た
とえ、団体であろうと個人であろうと、
その性格において非常に脆弱な経済基
盤の上に立つて経営している場合に
は、私は、従来の線を少なくとも守る
のが、これが厚生省としては、私は非
常に大事な任務ではないかと思いま
す。ことに、それは後々予算にも響い
てくるのでしようが、当面、三十五年度予
算には無関係のことである。私は、こ
れを五分に引き上げたということにつ
いては、どうしても今までの二、三の
方が指摘された通り納得できない。何
かこの団体の人たちが非常に利潤を
上げた企業をやつておられるというなら
ば、私はこれを上げるべきではな
い。その点をもう少し説明いたした
い。

○政府委員(大山正君) 団体貸付の利
率につきましては、先ほど申し上げま
したように、この団体貸付が母子世帯
直接の貸付ではありませんで、間接の

貸付であるという点を考慮し、また、
個人の場合よりは、事業といたしまし
ても相当大規模になり、収益力も個人
よりは大きいというように考えられま
すので、個人よりは、ある程度高くな
るというところはやむを得ないかと思
うのでございまして、国民金融公庫の利
率でありますとか、あるいは社会福祉
事業振興会、消費生活協同組合の貸付
の利率等を勘案いたしまして、年五分
ぐらいが適当であるというように考
えるわけでございますが、もちろん、こ
の年五分にするというところは、これに
よつて国庫なり県の一般蔵入がふえる
わけじゃございまして、特別会計に
入りまして、また、全体の貸付金の財
源になるということでございます。
で、予算に直接関係する問題じゃござ
いせんのですけれども、以上のような
観点からこの利率をきめたような次第
でございます。

○坂本君 この利率の問題は、まだ
あとでたびたび少し検討していきたい
と思ひます。

次に質問を進めたいと思ひますが、
子供の数が大体一世帯平均二人とい
うことですが、この二人の年齢構成で
すね——はどうなつておるか。特に私
の申し上げたいことは、足手まといにな
る子供を連れておる母子世帯では非常
に生活の不安定をもたらすだろうと私
は思ふ。そういう点で、どういふふう
な状態になつておるか。これは昭和三
十一年の統計だと、今だと子供さんも
大きくなつておるかもしれないが、
私は、母子世帯というものの生まれて
くる条件、その中で、大体どういふ
ふうな子供さんを連れておる母子世帯
が多いか、あるいは準母子世帯が多いか

という点を理解するために、少し年令構成を御説明いたしたい。

○政府委員(大山正君) 零才から五才までの子供が六・六%、六才から十三才までが四三・二%、十四才から十七才までの子供が三五・二%、十八才から十九才までが一五%、こういうことになっております。

○坂本昭君 皆さんの扱ってある母子世帯というのは、準母子世帯も含んでおられるので、もちろん、その生別の家庭も含んでおられるのは当然だと思ひますが、そうしますと、三十一年の統計から、その後の推移の中で、私は、生別は比較的多いのじゃないか、たとえば東京の母子寮などの例を見ても、さて、零才から五才の六・六%という数が、これはどう減つていつておるか、あるいは、どうふえていつておるか、これは推測になるだろうと思ひますが、どういふ御見解をお持ちになつておられますか。

○政府委員(大山正君) この当時の調査によりますと、死別母子世帯の率がたしか七七・八%であつたと承知しておりますが、現在、いろいろな調査によりまして、大体五割ぐらいが死別世帯の率ではないかという推測も出ております。これは正確にはわかりませんが、都市の母子寮の率が五割ぐらいになりますので、その率を直ちに全国的に押し広めて考えることはできないかと思ひますが、五割から七割ぐらいまでの間に死別母子世帯の率になるというふうに考えられますので、昭和三十一年当時よりは確かに生別世帯の方が多くなつてゐるというふうに考えられますので、御指摘にありますような零才から五才までという子供の教も、

その後の推測としては減つてゐるのではないかと。

○坂本昭君 減つてゐる。

○政府委員(大山正君) と、一応推測いたします。

○坂本昭君 私はむしろ逆だと思ひますね。小さい子供ができて別れるといふか、もちろんこれは推測ですが、しかし、むしろこの問題を議論するのであれば、先ほど来母子世帯の総合立法の問題が出ておられますので、私先ほど来お伺ひしておりました、どうも少し焦点がぼけてゐると思ひます。実は母子世帯の中心課題といふことが、このつかまへ方がもう少し検討が必要じゃないかと思ひます。それはですね、結局母子家庭の福祉、生活の安定という問題で、問題は二つあると思ひます。一つは母親の雇用の問題、それからもう一つはおつかさんが働くための足手まといになる子供の問題。言いかえれば、一つは保育所の問題であり、一方は母子家庭の一つの雇用の問題、従つてもし総合立法をするならば、あなたの方は貸付金で一つ押していただくというふうなお考えのようですが、私はこの母子家庭の母親の雇用の面で一つこれをとらえることと、もう一つは保育所の面でとらえていくということ、この二つが解決できれば母子家庭に何も資金など貸し付けなくても生活の安定がかなり達成されるのではないかと。もちろん資金の貸付をやめろといふのはありませんが、問題は私はどういふふうに二つに分けて考えたらどうかと思ひますので、これについては厚生省の児童局長さん、それから労働省の婦人少年局長さんの御意見を聞きたい。

○政府委員(大山正君) 母の雇用自体の問題は労働省の關係になるかと思ひますが、私どもの關係をいたしましては、ただいまの福祉資金の、生業資金の個人貸付によつて自営業の面を考慮していく。もう一つは今回の改正によりまして、未亡人団体その他関係の団体のところでできるだけ働く機会を与えるようにしてはどうかというのを考えようと思ひます。

それから保育所の問題につきましては、確かに母子家庭の子供が参つてゐる場合が多いかと思ひます。もちろんそのほかの場合もございしますが、で保育所の問題につきまして、何か母子福祉法の総合立法に取り入れてはどうかという御意見を伺ひたい。

○坂本昭君 そうじゃない。

○政府委員(大山正君) そうじゃないですか。保育所の問題につきましては、今後とも私もできるだけその数なりあるいは配置なりあるいは措置費の問題なり努力して参りたい、かように考えております。

○政府委員(谷野せつ君) 夫と別れまして独立して生活していかねばならぬ母子家庭の、特に就業援助の問題につきましては、労働省の婦人少年局におきましてかねてからいろいろと考へを進めて参りました。母子家庭の婦人は子供をかかえております上に、家庭生活の経験しかございせんために、労働市場に出ましてとかく就職がしにくい問題がございします。このような問題と関連いたしまして、特別に未亡人の職業対策という考へ方に立ちまして、婦人少年局が創立以来この問題についていろいろと考へを進めて参つたのでございしますが、第一段階といたしまして特に調査を実施いたしまして、現在工業的企業あるいはその他の企業におきまして未亡人がどれくらいどのような仕事に働いてるかというものを調査いたしました。この結果に基づきまして未亡人の適職と思われる職業について職務分析を行ないまして、それに基づいた職務分類を安定所や婦人団体に差し上げまして、今後未亡人団体などが母子家庭の職業の相談に応じられますような場合に、参考になるように基本的なものを差し上げたわけでございます。

それからまた一方、未亡人の職業の就業援助につきまして、特に婦人少年局に設けられております婦人少年問題審議会にお諮りいたしまして、先生方と御一緒にその対策を研究いたしております。その結果といたしまして、特に家庭の生活に経験のあらわれる方のその婦人が就業が可能なような施設といひまして、家事サービスの公共職業補導施設を東京、大阪に設けるようになったわけでございますが、その後もなおずっと未亡人の職業対策をこの婦人少年問題審議会におきまして検討いたしております。特に未亡人の就業なければなりませんし、特に就業の場合に夫の働いていた事業所で使つていただくということが大へん有効でございします。その向きにも理解が深まるように努力をいたしておりますが、さらにこの未亡人の職業対策の問題につきまして、審議会の研究課題といたしまして、現在の職業の中で少し職業訓練を与えれば、未亡人の適職として事業所にも喜ばれ、かつ未亡人も自立ができるのではないかとというような仕事を、現在の審議会において研究を進めていただいております。その研究を進めていただきました結果、職業訓練の内容をどういふふうにするかといふこともあわせて進めていただきたまひして、さらに母子福祉貸付資金などを活用して、この職業訓練を受けられるように進める方向において、現在この婦人少年問題審議会が研究中でございします。できるだけ早い機会に回答を出していただきたいと存じてゐる段階でございます。以上でございます。

○坂本昭君 今問題が二つ出ています。最初はその保育所の問題について、これはきょうは当面の問題じゃありませんから、これ以上は深くは審議しようとは思ひませんが、一応この際、母子福祉の重点をなすものが母子家庭の場合には私は保育の点、特に六十二、三万の現在保育所にある措置を要するこの保育所の中で、おそらく今の数を計算してみても、十数万の人たち、十数万の子供さんがこれがおそらく措置せられておるのではないかと。母子家庭の子供が措置せられておるのではないかと思ふので、そういう面から言つても今日の保育所の経営の仕方あるいは保育所対策、これについては私は非常に不満な点が多いと思ひます。これは次官に一つこの際申し上げておきたいのですが、母子家庭のみならず、一般労働家庭においても、この保育所の問題というものは非常に切実な問題であります。従つて、今までのような保育所の扱い方ではなくて、私はこの際、むしろ保育所に対する全面的

でございますが、労働省の所管以外の厚生省の部分につきましては、協働員という性格からいたしまして、すぐに母子相談員と御相談もできますし、さらにまた、福祉事務所にも協働員が自分で行って御相談をして、その間のケースを十分助けるようにするということが協働員の仕事になっておりますので、協働員といたしましては、厚生省の福祉事務所あるいは母子相談員と十分相談をとって、そうして安定所に連絡をして、職業の解決の道をつけるように働いていられるでございます。

○坂本昭君 これは末梢でそれが中心になってやるか、非常にこれはむずかしい問題点もあらうと思うのです。従って、私はこれはやっぱり婦人少年室が中心になるのが一番いいと思うのです。一番中心になって、この未亡人の母子家庭の人たちの雇用問題を促進していく。そうしてその一方においては、母子相談員が福祉事務所から、たとえば貸付金のことなど検討する。それからまた、職業の種類を選択するについては、この職業安定所の職業紹介官に連絡する。そういう点であなたのところが中心になるのが一番いいと、私は一応私案を持っておりますが、しかし、これについては各省の横の連絡を十分とっていただく。特にきょうは次官がおいででございますから、厚生次官から、特にこの末梢の点について、非常にばらばらであります。今の場合、婦人少年室の協働員、母子相談員、それから職業紹介官、これらを十分末梢において横の連絡をとるような、御連絡を一つ労働省との間にとつていただきたい、いかがでございますか。

○政府委員(内藤隆君) よく御趣旨に沿うて、横の連絡をとりたいと思っております。

○坂本昭君 次に、今度身体障害者の雇用促進法ができておりますが、職業安定局の労働省の方にお聞きしたいのですが、身体障害者について、割当雇用というものができてきた、しかし、その生活の条件において母子家庭といふものも非常に似たような条件のもとに置かれていられる。この母子家庭に対して割当雇用というものを何らかの方法でとることができないか。たとえば、この今の法律の、貸付金の法律の十六条では、公共施設の中において「施設を設置することを許すように努めなければならない。」この場合に、全部をそうしなければならないとは書いてありませんが、比較的積極的な意図が示されている。で、労働省の雇用促進について、今の母子家庭について何らかの検討をしておられないか、その点をこの際伺っておきたい。

○説明員(木村四郎君) 御答弁申し上げます。

幼少の子を養育しながら、一家の生計をささえていかなければならない未亡人の問題、これは深刻な社会問題といたしまして、昭和二十四年に母子福祉対策要綱を政府が決定いたしました。今問題になっておりますが、御審議願っておりますところの、母子福祉資金の貸付等の、厚生省でやっておられる施策の一環と並行いたしまして、労働省としましては、昭和二十四年から安定所におきますところの求人開拓、それから今婦人少年局長が申し上げました家事サービス、公共職業補導所、内職相談所等の貸付金、そ

れから安定所におきます簡易職業紹介の実施というふうな面におきまして、特に子供をかかえておる未亡人の就職促進につきましては、その推進をはかっているわけでございますが、ただいま御質問のありました身体障害者と同じように、これを雇用率をもつて就職を促進する考えはないかどうかという問題でございますが、身体障害者の方はその能力を持っていながらも、身体障害者なるがゆえに、雇用の場を狭まれているというふうなことでありまして、その能力を、残存能力を完全に発揮せしめるために、この割当雇用といいますが、雇用率を設定いたしまして、推進していくというふうな割り切った考えはたいていござい

ますが、一方、未亡人の問題、片親の問題、あるいは兄弟姉妹の問題、そういった社会的ハンディキャップを持つて、にわかにはなかなか偏見等によって就職の促進がかなり制約を受けているという面があることは事実でございます。それは社会的なハンディキャップといいますが、そういうものでございまして、それは社会的な啓蒙活動というふうな面によって推進する。そのほか、厚生省とも連絡をとりまして、社会福祉活動の強化によってこれを推進していくという考えが先に立つわけでございまして、身体障害者の能力を持ていけるにかかわらず、就職の場をはばまれておるというふうな物理的、身体的欠陥によるものではなくして、むしろ能力はあるけれども、社会的なハンディキャップがあるというふうなこと、ややその性質、趣を異にしておりまして、われわれといたしましては、厚生省とも連絡の上、社会

のそういった考え方を啓蒙指導して、それとともに社会政策的な面から、これを推進していくというふうな方法をとった方が、今の段階ではいいのではないかと、かように考えられますので、身体障害者のように雇用比率を設定して推進していくというふうには、今のところ考えていない次第でございます。

○坂本昭君 しかし、今度労働省が出した身体障害者の雇用促進法の中に、就職に困難なということが別表の中に書いてあります。今あなたの説明の通りに、母子家庭の場合も、就職に困難な一つの社会的条件を作っているという以上は、どこかでだれかが、この母子家庭の雇用の安定のためにやってくれないと、手がつかないのです。それで、この第十六条に書かれていることは、私はかなり内容が強いと思うのです。とにかく公共施設においては「許すように努めなければならない。」それからまた、そういう施設がどこにあるかというところは、そういう団体や個人に対して知らせなければならぬ。非常に強いことが書いてある。しかし、ここには、雇用の安定については、これは厚生省の法律なもので書いてないのです。ところが、労働省の方は、あなたの方では、能力がちゃんとあるというところを認めながらも、なおかつその就職の世話をしない。これははなはだけしからぬ。僕はそういう点じや納得できません。能力のない人でさえもつけてやる、現実には能力があつて、それが職場を得られなくて、職業の安定ができないう、どこかで何とかしてやらないう、これはもう未亡人は生

活ができない、これは労働省と厚生省でもう少し積極的な対策をどうするかでやっていたらいいと困るんですね。今のうちに労働省はわしは知らぬといふことでほつり出されたのでは一体どうしますか。きょう労働大臣来ておりませんが、あなたの方じゃこんなに未亡人の職業の安定を放置されるのではなはだ困ります、何とかしていただきたい。

○説明員(木村四郎君) ただいま坂本先生からいろいろおしかりを受けたのでありますけれども、私がただいま申し上げましたのは、決してこの未亡人等の就職の問題についてはおおざりにするという問題ではございませんので、先ほど婦人少年局長からも申し上げましたように、特に子供をかかえた未亡人の対策のためには、訓練、拡充とかあるいは職業紹介の強化等によりまして措置をはかっているところでございまして、今後も一そうわれわれといたしましては、昭和二十四年の母子福祉対策要綱で決定せられました線に乗りまして一そう強力に進めていきたいと、かように考えておるのでござい

ますが、たとえば、東京都におきます未亡人等に対する簡易職業紹介の成績を申し上げても、毎月東京都内におきまして一千二百名の人たちが月間二十一日平均、子供をかかえながらある時間の間、ひまを見つけて働くというふうな、いわゆるアルバイトの紹介であります。が、こういつた制度も促進しておるわけでありまして、それから婦人少年局長から話はありませんでしたけれども、最近ホーム・ヘルパー制度というふうなものをやることになりまして、今石川島造船所で試験的

にやっておりますが、それは労働者の福祉の増進をはかる一方、そういう亡くした人への対策を講ずるために、工場、事業所にいわゆるホーム・ヘルプといいますが、家事の援助をする職員を採用いたしまして、そして工場の労働者の奥さんが病気になるようなときに派遣してやるというふうな制度を試みまして、労働者の福祉とともに、未亡人の就職の確保をはかっておるといふふうな制度を本年度から始めるといふふうなことになるのでございまして。その他、職業紹介の面におきまして、今後一そう婦人少年局とも連絡をとりまして、安定所において強力に進めたいと考えておりますので、われわれは、身体障害者の雇用立法を提出したこの精神にのっとりまして、未亡人の問題、遺児、片親の問題も一生懸命やっていきたいという覚悟でございまして。どうぞその点御了承を得たいと考へます。

○坂本昭君 今の御説明の中には問題点が二つあると思うのです。で、第一点はもうした未亡人の場合、就職に困難な社会的なハンディキャップのある人の雇用をどういう法律で促進するかという点、私はやはり身体障害者の雇用促進の中へできるだけ入れていくということがやはり現実的だと思つております。特に未亡人の中でも戦争犠牲者というふうな突然に社会的条件が悪くなったというふうな人、こういう人たちはできるだけこれに含めていくといふ、外国にもある実例に徴していかなければ私は救われなと思うのです。で、戦争未亡人あるいは戦争遺児については、身体障害者にならつて見ていく、これがあなたの言われる法の精神だと思ふ。

神だと思ふ。これはまた別に雇用促進法のときに一つあらためて議論しますが、しかし、この点については、労働省より厚生省の方が進んでいて、労働省の方が私は少し怠慢だと思ふ。この十六条の精神というものは、これはかなり強い精神ですよ。「許すようには出来ないけれども、精神は「許すようには出来ない」と、精神は比較的強く、かつ、これはだいたい前にできた立法であつて、その点労働省は何にもしてやらぬ、あらためて次の機会に労働省を激励しようと思ひますが、それが第一点。

もう一つの点は、今労働省の方の説明があつたように、東京都で子供をかかえながら千二百人の人の未亡人の雇用の問題いろいろと世話をしておるという話がある、今ちやうど言われたですが、子供をかかえながらという点とて、そのかかえながらの世話は、今度は厚生省なんです。厚生省はこれこそ保育所の充実のためにやらなくちやいけない点です。今労働省にはホーム・ヘルパーの制度とか、あるいは各都市においてはそれに似たものが厚生省の中で作られてつづつある、私はそういう点でこの保育所の問題は、保育に欠けておる児童の単なる措置という点よりも、直接雇用に関係をした点で労働省と厚生省が密接に協力してやつていただかないといけない段階にきていて、つまり単なる生活保護の対象としての児童の措置、そういう保育所の時代はもう去つた、だから法律改正を少し考えたらどうかという点を先ほどから言つてゐるのではありません。この問題も一応あらためて議論したいのですが、少なくとも次官、この点だ

けはつかんでいただきたいですね。厚生省で考へてゐるような、従来の保育に欠けた生活保護の対象としての児童対策ではもういけないといふこと、つまり労働問題と雇用問題と関係のある保育所という形で保育所を一つつかんでいただきたい、そういうことだけは一つ指摘しておいて、時間がありませんから……。

次に、母子相談員の、先ほど若干指摘しましたが、母子相談員の問題について先ほどの説明でもまだ納得できませんから、もう一度お伺ひしたい。資料に件数等かなり出ておりますが、母子相談員が全国で何人おるか、まずそのことを一つ。

○政府委員(大山正君) 現在八百七十六名。

○坂本昭君 この八百七十六名で今の仕事を十分に推進されておられますか。

○政府委員(大山正君) 各福祉事務所(一人といふこと)でございまして、福祉事務所全部を埋めておるわけではございせんすけれども、大部分の所におるという事でございまして、各福祉事務所に一名ずつおられます、相当忙しい仕事をしておりますが、職責を果たしておるというふうに考へております。

○坂本昭君 この数は私は非常に少ないのではないかと考へるのです。これは定員制なんですか。どういふ制度になつておられますか。

○政府委員(大山正君) 各府県におきまして福祉事務所に置くという事になつておりました、それが交付金の算定基礎の中に入つて地方に費用が行つてゐる、こういう形になります。いわゆる定員職員でございまして、非

常勤職員でございまして。

○坂本昭君 その交付金の対象となる場合は、いつも八百七十六名で、この法律のできたときからずっときてゐるのですか。

○政府委員(大山正君) 交付金の算定基礎といたしましては、現在の福祉事務所の数の千十が基礎になつておるのございまして、県によりまして十分充員してないことがあるために八百七十六名になつておりました。

○坂本昭君 そうしますと、交付金の対象としては千十名の基準が作られてゐるけれども、実際は非常に少ないといふことですね、八百七十六名でやつてゐる、非常に忙しい仕事、また、今後どんどんふえてくるにもかかわらず、人が足りない。

さらに母子相談員の費用ですね。費用の基準、これはどういふ内訳になつておられますか。

○政府委員(大山正君) 地方交付税交付金に算定されております基礎は、手当が月額一万円、年額十二万円、旅費が年額二万五千円、事務費が年額六千円、合計いたしまして年額十五万一千円が一人当たりの費用でございまして。

○坂本昭君 先ほどの説明では、昭和二十八年度のときに一回だけ最初にできた法律の二分の一の国庫負担ということが行なわれて、その後は、例の昭和二十九年にできた補助金等の臨時特例等に関する法律によつて、最初の通りに行なわれたと、それはなぜそういうことになつたんですか。

○政府委員(大山正君) この法律が昭和二十八年度に成立しました当初、八百三十名の母子相談員がおりまして、それに対する二分の一の国庫補助がこ

の法律によつて行なわれたわけですが、二十九年以降、この御指摘にありました補助金等の臨時特例等に関する法律という事によりまして、適用が停止されておりますが、これは地方制度調査会の答申等によりまして、一般のこのような地方公務員の関係の人員数はできるだけ平衡交付金でいくんだという趣旨によるものと考へております。

○坂本昭君 そうしますと、最初二十八年度のときの二分の一の国庫負担が、あと実質的には今の十五万一千円の二分の一として交付金でもらつてゐることは間違ひないですか。

○政府委員(大山正君) 昭和二十八年度の場合には、この二分の一を国庫で負担したわけですが、現在はその金額を平衡交付金に組んであるといふことであります。

○坂本昭君 そうすれば、この母子相談員は全額国庫負担ということなんですか。

○政府委員(大山正君) 全額地方交付税交付金で行つておる、その算定基礎に入つておるという事でございまして、地方でひもをつかずに自由に使える金の中に算定基礎として入つておる、こういうことではございまして。

○坂本昭君 そうすると、千十名で配付されて、実際は八百七十六名しか動いてないといふと、その差額は一体どうなつてゐますか。

○政府委員(大山正君) 御承知のように、地方交付税の交付金につきましては、一応の算定基礎はございまして、これを県知事が自由に裁量で使つてゐる、他の費用に回されておるといふのですか、使

用されているというふうに考えざるを得ないと思います。

○坂本昭君 これはどうも何か少し納得がいきませんね。この大事な母子相談員の基準の千十名にもなせ足りないんですか。まずその点伺いたいしたい。八百七十六名というふうに、実際の数より少ないのはどういうわけなんですか。

○政府委員(大山正君) 県によりまして、各福祉事務所全部に置く費用は一応おけるわけですが、それが、それを実際には各福祉事務所全部に置かずに、二つの福祉事務所を兼ねさせるというよりな形で人数が減らされて、八百七十六名しか現在置かれておらない、こういう状況であると考えております。

○坂本昭君 次の問題を伺います。この貸付金の中で、生活資金、これは対象としては比較的少ないようではあります。本人月額一千元以内、児童一人につき月額五百円以内、こういうふうになっておりますが、一番最初あなたの説明では百十五万世帯のうち生活保護が一〇・六%、それから五千円以下が一六・六%、つまりボーダー・ラインの人が生活保護を受けてなくて、それに近い人がたくさんあると思う。その非常にたくさんあるにもかかわらず、この生活資金の貸付というものがパーセントの上において非常に少ない。たとえばこの資料の中で見ても生活資金のパーセントは一%にも足りない。たとえばこの申し込みの数から言っても、昭和三十三年度についても百五十八名しかありません。これはなぜこんなに少ないかということとをまず御説明いただきたい。

○政府委員(大山正君) この母子福祉貸付金の場合の生活資金は、いわゆる消費的な生活資金そのものではございませんで、技能修得中に限ってその技能修得中、生活を多少でも見ようという趣旨から本人は月額千円以内、児童一人につき五百円以内、こういうふうになっておまして、技能修得中以外の一般的な生活資金としては、この法律の対象になっておりませんので、御指摘のように、件数も金額も非常に少ないということに相なっております。

○坂本昭君 まあしかし、技能修得中は自分の生活手段というものはないわけですから、一応これで生活しなければならぬということでは当然ですね。この場合に、あなたの方で一人千円、子供一人五百円と定められた根拠はどういう点ですか。

○政府委員(大山正君) 当時議員立法で成立いたしました法律のそのままで、その後改正されておらないわけですが、その後改正されておらないわけですが、当時の千円なりあるいは五百円というふうに定められました趣旨につきましては、おそらく技能修得中若干でもこの手助けを、援助をしたという趣旨でこの金額をきめたというふうに考えております。

○坂本昭君 これは、労働省の今度の身体障害者の雇用促進の場合の適用訓練の場合ですね。適用訓練の場合の労働者の金額の根拠は、たしか五千元でした。非常に高いのですよ。ところが、労働省の方は五千元、それから厚生省の方は、まあ生活の足しというのだけけれども、実際から言ったら技能訓練を受けている間は生活の根拠はないのだから、私はとてもこの千円では生活できないと思う。こういうものは当然もつと増額すべきではないか。今度の法律改正の中で利子の問題もあります。高い利子を、今までの三分のやつを五分にするというの間違いではないけれども、また、こういうような点、せっかく職業を認めて技能訓練をしようという場合に、もつと十分技能の訓練もできるようにこの額も上げるべきじゃありませんか。

○政府委員(大山正君) 当時の、制定されました当時の事情につきまして、記録によりますと、千円と、それから児童一人五百円というようにきめたので、月額二千円以内の生活資金は一応借りられる。それでこの額については、社会保障制度審議会の社会保障制度に関する勧告中の遺族に対する無拠出年金の額を参考としたものである、月額千円または五百円という金額は、それだけでは生活維持できない額であるが、生活資金というものは生活費を補うものとして貸し付けられるものであると考えられるからこの額に定められたのであるというのが当時の制定の事情かと思っておりますが、これらの金額につきましては、なお、他のこの種の貸付金の金額と考え合わせまして、今後検討したいと存じます。

○坂本昭君 少なくともこれが今のうちに技能修得の資金であるというならば、少なくとも労働省の適用訓練と合わせてもつとこれは大幅に引き上げるべきだと思ふ。それに対して検討してそういう点の実効の上がるようにやっていただきたいと思います。

○政府委員(大山正君) 今後とも十分一つ検討したいと存じます。

○坂本昭君 なおこの際、例の福祉年金との関連について伺いたいのです。この母子福祉の貸付法では、これは生別、死別を問わずに、また、準母子家庭も対象として扱っておられる。ところが、福祉年金の場合ははつきりと死別であるということが規定せられ、しかも千円が基準になって、かつ、第二種から二百円ずつ一人につけています。結局この福祉年金の実態のために母子家庭は十分な恩恵を得ることなしに非常に困っておられる。先ほど来、児童局長からもこの福祉年金との調整については年金局ともいろいろと相談しているというふうな御意見でございましたが、年金局として今のこの福祉年金——母子福祉年金の扱いについての現段階と将来の見通しを御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(高木玄君) 母子福祉年金の現在の実施の状況を申し上げますと、三月三十一日現在で十八万二千人の方が市町村に手続を終えておられます。当初予定いたしました四十万七千人に比べますと四五%という成績でございます。これは他の老齢障害年金に比べますと、老齢障害はいずれも当初予定数を上回っておる成績をあげておりますので、母子の場合には予定数を下回る結果になっております。現段階における対策といたしましては、二月十五日に大蔵省と協議いたしました、特別に母子福祉年金のPRにつきまして予算措置を講じまして、二月十五日以降各都道府県におきまして、母子福祉年金につきまして最終的な呼びかけをいたしております。それで、これは果によりまして個々の母子世帯にそれぞれ当たって裁定請求書未提出のところは出すようにというふうに促進いたして

おるわけでありまして。それと同時に、三月三日から第一回の福祉年金の支払いが開始されましたが、その支払い自体が非常なPRになりました。今までは自分母子福祉年金の該当者じゃないというふうにあきらめておった人が、同じような生活条件の方がまわりで現実にもらわれたということでも手続に来ておられる方がふえております。ことしに入りまして、一月、二月の間はこの裁定請求書の提出の状況の割合が月に二%——一%から二%の間伸びてございまして、三月に入りまして四%伸びております。従いまして、今まで裁定請求書の漏れの方が、現在そういったPRなり何かの徹底によりまして漸次書類の提出が伸びておる、こういうような状況であります。

それからこのように当初予定数を割りました原因はいろいろあると思ひますが、ただいま先生の申されました点につきまして、特に母子福祉年金につきましてこのように他の老齢、障害に比べまして成績が悪かったということにつきましては、私も深刻に反省いたしております。この点については手直しをしなければ、母子福祉年金については何らかの改善策を講じなければならぬんじゃないかということも痛切に感じておるわけでございます。特に先生の御指摘になりました母子世帯につきましては、現在真剣に研究を進めております。生別母子世帯につきましては確かにこれは大きな問題でございますが、これについては、実は三つの問題点があるのでございまして、まず第一の問題点は、生別といったような普通の場合の離婚でございまして

が、離婚といったようなその当事者の意思によつて年金給付の事由が作られるということになりますと、年金給付を受けるために擬装離婚する、あるいは協議離婚をするといったような逆選択の場合が出て参りまして、その点年金制度の建前と非常に反するのでございます。申すまでもなく、年金制度におきましては、偶発的な事故に対して年金給付をするのが建前でございます。人為的に事故が作られるというのは、本質的に避けなければならないのではないかと考えられます。

まず第一の問題点でございます。世界各國の社会保険の例に徴しまして、生別を保障事項に入れる例はないのであります。それから第二番目に問題点になりますのは、たとえ離婚されましたも、子供の父親に当たられる方は、現実には生存しておられる方でありまして、その方はあくまで子供に対して扶養責任を負っておられるわけでございます。生別母子世帯にも年金を給付するといいたしますと、そうした私的な扶養責任と公的な扶養責任とをどう考えるかということに困難な問題があります。

第三番目は、生別母子世帯の把握が非常に困難であります。特に国民年金においては、内縁関係を包摂いたしておきますが、内縁関係の解消といったようなものを実務的に把握するということがほとんど不可能に近い。そういった実務的な難点があると存するわけでございます。

以上三つが大きな難点でございます。生別問題につきましては、その三つの問題点が克服できるかどうかという

ることを今現在検討しておる段階でございます。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め

○坂本昭君 年金局のそういった理論は私もある程度理解できる。しかし、これについて所管の児童局の方ではこうした中で一つこの問題をどう取り扱ったらいかがというところについての御意見を聞かして下さい。

○政府委員(大山正君) ただいま年金局から御説明がありましたような難点でございますので、具体的にどういう範囲の生別母子世帯をとらまえるべきか、その態様等を十分一検討いたしまして、これならば実務的にもいけるんじゃないかな、あるいは理論的にもいけるんじゃないかなという点をさらに詳細に検討いたしまして、年金局ともいろいろ打ち合わせをしたい、かように考えております。

○坂本昭君 それはいつまでに今の検討を終わりますか。

○政府委員(大山正君) ただいまいろいろ検討しておりますが、年金局とは今週末からさらに協議を進めるという予定にいたしております。

○坂本昭君 結論の出るの……。

○政府委員(大山正君) まだ確たる見通しを立てておりません。

○坂本昭君 今の点は、特に来年から開始される無拠出年金との関係もある心を持っておる点であって、厚生省としてはすみやかに結論を出していただきたい。そうしてその結論の模様によつては新しいいろいろな手段を講じなければならぬと思う。たとえば、私は今あなたの方の資料を見ても、母子家庭がいかに生活保護を受けておるか、さらに非常に低所得層の人がいかに多いか、ボーダー・ラインのところ

に苦しんでおる人がいかに多いかというところは、もうこの数字を見ただけで非常に明らかである。そうしてこの貸付資金はあとで償還する性質のものであります。だから私は、初めは県が半分出しておまして、今は三分の一になつてきておる。しかし、国の負担を私はもつとふやしてもいいと思うのであります。生活保護法並みに五分の四のところまでやつたつて、これはあとで返すものですから、国の負担をもつと上げる。それから利率も、少なくとも三歩の線を抑えて、たとえ団体貸付の場合であろうとも、今までの線を引き上げるといふことは、私は間違つておると思う。従つて、この国の負担率をもつと増すこと。さらに利率を、これを引き下げる。さらに、この生活保護に至らないで更生を願つておる母子家庭の人たちの正しい生活の方向を私は指示できるのでないかと思ふ。今の国の負担率を引き上げるのと、それから利率を五分引き下げることについて一つ御意見を承りたい。これは特に次官から厚生省を代表して一つ御返答いただきたい。

○政府委員(内藤隆君) 国の負担率につきましても、予算の関係等もありまして、ここで明言し得ないのではありませんが、将来はさうな点等について検討を加えて進んでいきたい、かように考えます。

それから利率の問題であります。これはなるべく少ない方がいいのであります。それから、私も一つ大いに考えてみたい、かように思つております。

○坂本昭君 いいですか、今のような答弁で。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め

○小柳勇君 一つだけ質問いたしますが、これは一つと母子福祉資金の貸付の金額並びにその具体的な仕事を見てみますと、非常に小規模な金額も小規模だし、それからその事業の種類なども非常に小規模な売店とかあるいは食堂とかそういうものしか対象になつていないわけですね。未亡人であるというものが男のたとえばやもめに比べてそういう事業能力などについて非常に劣等視してある。従つて、大きな事業をやろうとするような野心のある未亡人などについてはこれはほとんど実効がないような気がするのです。そういうものは、まあいろいろそれは中小企業金融公庫などがありますけれども、この根本的な考え方が未亡人、母子家庭であるので、そういうささやかな事業によつてささやかに生活しなさいという考えであるのかどうか。もしそうでないとすれば、将来もう少し大規模の事業にも考えていかなければならぬと思うが、そういう点根本的な考え方について御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(大山正君) 大規模ないろいろな事業等につきましては、あるいは中小企業金融公庫、その他の資金融通の面もあろうかと思ひますが、この法

律におきましては個人の自営業が従来貸付の対象となつた事業であるというように考えられますので、この法律制定当時は五万円が限度でございましたが、現在改正によりまして十万円まできております。今回団体貸付を認めまして百万円までということにいたしましたのでございます。これは他のこの種の貸付制度と比べても別段さう特別に低い額ということではないと思ひますが、なお、御趣旨の点につきまして、今後とも十分検討いたしたいと思ひます。

○小柳勇君 わかりました。もう一つ。未亡人あるいは母子家庭がかわいそうだからといふれんびんの思想があるような気がしてならないのです。この法案を見まして、それよりも、婦人少年局長、母子福祉課長などもおられるのですから、全体的なPRなどをやりまして、もつと未亡人や母子家庭に大きな野心を持たしめて、たとえば事業をやる場合にはこういう資金の貸し出し方法もありますとか、あるいはほかにあまりたよらないでしゃんとやるためにはこういうような方法もありますというふうな資金貸付方法、これをPRすると同時に、もつと大きな希望を持った、男子のやもめと同じような野心を持った事業ができるような方向に、たとえば旅館を経営しなさいとか、料理屋をやいなさいとか、服飾店をやいなさいとか、何々工場をやいなさいとかいうようなPRも同時にしてもらふ。それから同時に、もつとこの法律をわかつて。こういう法律が出ましたが、

私今この細部については、この法律を見てわかりましたが、世のたぐさんの未亡人あるいは母子の家庭がこの法律の存在を十分知って活用できるようにPRの方法についても、一つ十分なされるように要請いたしましたして、質問を終わります。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願います。――別に御発言もないようでありますから、討論は結局したものとして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○高野一夫君 私、当委員会関係の各党各会派共同一致をもちまして、ただいま議決せられました本案に對しまして、次のような附帯決議を付することの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議
一、母子家族は、本来社会保障施策の重要問題として取扱うべきであり、国がその生活の保護資金の貸付のみでなく、年金その他の支給金の増額によつて行うことを建前とすべきであり、政府は此の際母子家族対策をその生活実態に即して立てるべきである。

二、貸付金の徴集については、母子家族の実体を十分勘案して特段の配慮をなすべきである。
三、貸付金の利子については、軽減その他今後特別の考慮をなすべきである。
四、地方財政窮乏の現状にかんがみ、貸付に要する資金は、出来るかぎり国庫負担を増額するよう努めること。

以上であります。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤武徳君) ただいま高野君提出の動議は成立いたしました。高野君提出の附帯決議案を議題といたします。動議の提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

○高野一夫君 提案理由の説明は、もはや私が申し上げました案文朗読で十分御理解を願つたことと思つたので、くどくど申し上げる必要もなかりかと思つた。とにかく母子家族の生活の保護については最後まで国が責任を持って、この資金の貸付だけでなく、年金、その他あらゆる支給金を含めて国庫の増額、国の負担の増額はか

を建前といたしまして、この際さらに割り下げて母子家族の実態調査を十分いたしました上で、根本的な対策を考慮してもらいたい、こういうわけであります。

それから先ほど来御質疑にもありました通りに、貸付金等の徴収については、いわゆる苛徴請求のやり方ではなくして、母子家族の実態を十分調べ、勘案した上で、配慮すべきものは特段の配慮を十分なすべきではないか、こういうことでもあります。

また、団体並びに個人等の利子については、これはできるだけ軽減されることを希望いたしますが、軽減その他の問題を含めまして、今後十分政府において考慮してもらいたい。

なお、これは国の負担増額ということだけでなく、地方財政に關係のある問題でございますから、地方財政の窮乏の現状も十分勘案した上で、国の負担についての考慮をなすべきである、こういうような意味で、先ほど朗読いたしましたような案文にいたしましたわけであります。

○委員長(加藤武徳君) 御質疑がございませんか。――別に御質疑もないようでありますから、高野君提出の附帯決議案の採決をいたします。ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でございます。よって高野君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議として、ただいま議決された法案にこれを付することに決定いたしました。政府から発言を求められております。

○政府委員(内藤隆君) ただいま全会一致をもって可決されました附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力したいと思つております。

○委員長(加藤武徳君) なお、議長に提出する報告書の作成につきましましては、委員長に一任願いたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。さよう決定いたしました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

午後一時三十四分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願(第一七八一号)

(第一七八二号)

一、酒癖きよう正施設設立に關する請願(第一七九七号)

(第一七九八号)

一、兵庫縣衛生研究所製赤痢ワクチン接種実施に關する請願(第一七九八号)

(第一七九九号)

一、宗教法人立保育施設の取扱い等に關する請願(第一八〇三号)

一、酒癖きよう正施設設立に關する請願(第一八八七号)

一、勤労学徒犠牲者援護に關する請願(第一九〇四号)

(第一九〇五号)

一、国民健康保険事業実施市町村の育成強化に關する請願(第一九〇五号)

(第一九〇六号)

一、労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

第一七八一号 昭和三十五年四月一日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

第一七八一号 昭和三十五年四月一日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

第一七八一号 昭和三十五年四月一日受理

労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願

第一七八一号 昭和三十五年四月一日受理

請願者 兵庫縣尼崎市今北稻葉 莊五丁目西労災病院 職員組合内 矢垣恒三 外二百八十一名

紹介議員 松澤 兼人君

労働福祉事業団の監督者である労働、大蔵省大臣は、旧労災協会時代に「労災病院設置要綱実施細目」において規定されていた基準を基礎とする「労働福祉事業団退職金規程案」を認可せず、他の公庫、公団との均衡を理由に「大蔵省基準案」を一方的におしつけようとしているが、これはあまりにも不合理な措置であつて、被災労働者の医療に懸命の努力をしている事業団職員をますます窮地に追い込むものであるから、本事業団の退職金規程が前記の「実施細目」の規定を下回らない基準で一日も早く制定され、職員が安心して医療に専心できるよう、第二十六回国会参議院における付帯決議尊重の立場から政府に適切な勧告を行なうべしとの請願。

第一七八二号 昭和三十五年四月一日受理
労働福祉事業団の退職金規程制定に關する請願
請願者 長崎縣佐世保市瀬戸越 町一五二長崎労災病院 職員組合内 鶴山昇外 百二十六名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第一七八七号 昭和三十五年四月四日受理
酒癖きよう正施設設立に關する請願

請願者 東京都世田谷区下馬町

二ノ四九日本キリスト
教婦人矯風会都南支部
内 平田威子

紹介議員 西郷吉之助君

国民の飲酒量が多くなるにつれて、い
わゆる酒乱及びアルコール中毒患者も
いじめるしくふえており、そのため、
家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件
がひん発している上に、不良化した青
少年も、年とともに多くなっている状
況であるから、これらの悲劇や事件を
未然に予防するために、かれら自身の
更生のために、酒癖きよう正施設をす
みやかに建設せられたい。また、ある
精神病院において入院中の患者の年令
層を統計的に調査した結果によると、
十五才から二十五才までの年令層の者
が患者の三十二パーセントに及んでい
る由であるが、これでは日本の将来に
とつて暗然たるものであるから、かれ
らのきよう正と更生のため、酒癖きよ
う正院をすみやかに設立せられたいと
の請願。

第一七九八号 昭和三十五年四月四
日受理
兵庫県衛生研究所製赤痢ワクチン接種
実施に関する請願
請願者 神戸市長田区久保町三
ノ四 野瀬善三郎
紹介議員 勝保 稔君

兵庫県衛生研究所では、昭和二十七年
以来赤痢ワクチンの研究を続け、過去
八箇年間に男女老幼の希望者に予防接
種を施した実績は、十七万六千人にの
ぼっている。その接種の結果を見ると、
副作用はきわめて軽く人体に接種
して全く安全であり、又予防効果につ

いても見るべきものがあつたのである
が、このたび更にワクチンの質に改善
を加え、従来の赤痢ワクチンと比べて
動物実験上四倍ないし七倍も感染防御
力の強いワクチンを作ること成功し
たので、これを県内の希望者に接種し
てその予防効果を实地に証明し、国内
赤痢防疫改訂の資に供したいから、昭
和三十五年度においても、兵庫県の既
往八箇年間の実績を勘案して、昭和三十
三年度同様の取扱い方を配慮せられ
たいとの請願。

第一七九九号 昭和三十五年四月四
日受理
兵庫県衛生研究所製赤痢ワクチン接種
実施に関する請願

請願者 大阪市天王寺区堂ヶ芝
町一〇五大阪市立桃山
病院内 熊谷謙三郎
紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同
じである。

第一八〇三号 昭和三十五年四月四
日受理
宗教法人立保育施設の取扱い等に関する
請願（二八八通）

請願者 石川県金沢市上新町四
八 砂走孝順外二十七
名

紹介議員 大谷 肇君
宗教法人立保育施設のすべては歴史的
にも実際的にも全く公的資格を具備し
ているが、宗教法人立保育施設である
ために不合理な取扱いをうけている事
例が少なくないから、（一）本施設に
対して社会福祉法人立保育施設と同様
の取扱いをすること、（二）本来宗教
法人立であるが、すでに社会福祉法人

立となつてゐる保育施設の定款の中に
下記二項を規定することを認めること
と、イ、宗教法人代表役員が当該社会福
祉法人保育施設の代表役員となること
を定めることができること、ロ、当該
社会福祉法人保育施設解散の場合に、
宗教法人の寄付行為による財産は、そ
の寄付者である宗教法人に返却するこ
とができるように定めること、（三）
宗教法人立保育施設の設立を認可しな
い自治体があるが、これは社会福祉事
業法第四条並びに児童福祉法第二条に
照らして明らかに不当であるから即刻
改めること、（四）宗教法人立保育施設
の設立を認可するに際し、至急社会福
祉法人に切り替えることを約束させ、
あるいは現に認可施設として存立経
営しているものに、社会福祉法人に
転換するよう威圧を加える等の事実
はまったく不当な干渉であるから、これ
を即刻改めること、（五）共同募金の
配分に際し、とくに宗教法人立に対し
ては特扱いを行なつてゐる共同募金
会があるが、これは応募者の精神に反
した差別待遇であるから即刻改めるこ
と等の実現を図られたいとの請願。

第一八八七号 昭和三十五年四月六
日受理
酒癖きよう正施設設立に関する請願
請願者 佐賀県唐津市城内西ノ
三唐津市婦人連絡会内
加藤エイ

紹介議員 鶴島 直紹君
この請願の趣旨は、第一七九七号と同
じである。

第一九〇四号 昭和三十五年四月七
日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願（七
通）
請願者 福岡県八女市宇平三七
四 古賀政記外六名
紹介議員 柳木 幸弘君

戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正に
より一部の動員学徒犠牲者に対しては
準軍属並みの遺族給与金並びに障害年
金が支給されることになつたにもかか
わらず、これら援護がいまだ公平で万
全であるとはいえないから、これら学
徒に対して軍人軍属並みの援護措置と
して、（一）動員業務中に生じた災害
の内容及び程度を問わず、その事故による
死亡者並びに障害者に対して援護法を
適用すること、（二）遺族給与金を遺
族年金にきりかえること、（三）障害
年金額を倍額にすること、（四）款
症、目症程度の障害者に対しても障害
年金または障害一時金を支給すること
と、（五）動員に關係ある事故による
死亡者等について弔慰金を支給するこ
と、（六）障害年金認定にあたり内臓
疾患及び原爆ケロイドを特に重視する
こと、等の実現について万全を期せら
れたいとの請願。

第一九〇五号 昭和三十五年四月七
日受理
国民健康保険事業実施市町村の育成強
化に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤
広仲
紹介議員 堀本 宜実君

愛媛県における国民健康保険事業は、
現在七十七市町村で実施され、その被
保険者数は七十四万九千人を越え、近
く県民皆保険の実が達せられようとし
ているが、当事業を実施している市町

村の保険財政は必ずしも健全ではな
く、昭和三十三年決算においては、
実施市町村の三分の一に当る二十五保
険者が赤字を出している実情であるか
ら、国民健康保険事業実施市町村の育
成強化を図るために、医療給付費の三
割以上の補助並びに調整交付金の一割
引き上げ、交付方式を適正化するなど
強力かつ積極的な措置を講ぜられたい
との請願。

昭和三十五年四月二十六日印刷

昭和三十五年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局